

## 質問回答書

件名	東京航空局管内 普通財産除草作業	
番号	質問内容	回答
1	作業責任者について 作業場所ごとに異なる者を配置し、複数名で担当することは可能でしょうか。 また、作業責任者を下請け業者から選任することは可能でしょうか。	複数名で担当することは可能です。 契約書案に定める作業責任者については、作業の管理及び統轄を行う他、契約に基づく受注者の権限（一部を除く）を行使することができる者とされていることから、下請け業者からの選任は適切ではないと考えます。
2	周辺住民への周知について 作業前に周辺住民等へお知らせを配布する必要がある作業地について、事前にご教示いただくことは可能でしょうか。	旧荏田NDB、旧浜松VOR/DME及び旧佐倉VOR/DMEは必要となります。
3	元請けの現場駐在について 作業期間中、全日程において受注者（元請け）の現場駐在は必須となりますでしょうか。	現場における作業工程の管理、安全管理体制、不測の事態における連絡体制等に問題がないのであれば、全日程における現場駐在は必ずしも必要ないと考えます。
4	支払いは全ての作業が終わった段階での支払いになりますか？それともその都度支払いになりますか？	全ての作業が終わり、検査完了後に請求いただくことになります。
5	ライブでの検査ですが作業完了後速やかに検査を実施して頂けますか？	各現場作業完了後速やかに実施できるよう日時を調整いたします。
6	ライブができない状況である場合動画での対応で問題ないですか？	仕様書記載のとおり、成果品（作業工程の記録写真等）及びヒアリングにより検査を行うこととなりますが、現場を動画で撮影したものを追加資料として提出いただくことについては構いません。
7	前年とそれ以前ですがフェンスのツルは除去出来ているものという認識でよろしいでしょうか？	過去の発注業務において蔓草除去が指定されていた場合は除去されているものと認識しておりますが、本作業にてフェンス蔓草除去が指定されている作業場所については、除去いただくことになります。